

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇六二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に」を「次の各号に」に改め、「各号に定める額」の次に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第一号中「（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）」、「（次号においてこれらの数を「算出率」という。）」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「採用された職員」の下に「（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）」を加え、「（法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額）」、「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額）

第三条 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（こ

これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員に対する改正後の第二条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第二条の規定を適用する。